

今年の贈与を考えよう！

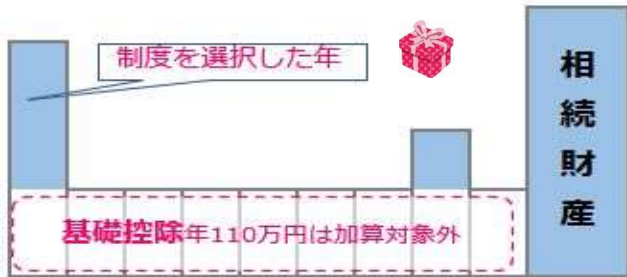
●相続時精算課税は少額も利用可能に！

相続時精算課税制度は、累計2,500万円までの贈与は贈与税を非課税とする代わりに、相続発生時に相続財産に加算して相続税を課税するというもの。

2024年から“基礎控除110万円”という制度ができ、110万円以下の贈与なら“贈与税”も“将来の相続税”もかからずに済むことに！

相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の父母／祖父母（直系尊属）
受贈者	満18歳以上の子、孫（直系卑属）
贈与税の計算方法	・累計2,500万円まで：非課税 ・上記超過部分：20%の贈与税
非課税枠	・累計：2,500万円まで ・暦年：110万円まで
利用上の注意点	税務署長へ「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要



●暦年贈与の生前贈与加算期間が延長！

暦年贈与は親族以外への贈与でも“年110万円以下なら非課税。ただし、贈与後7年以内※に相続が発生した場合、被相続人（亡くなった方）からの贈与財産を相続財産に加えて相続税を計算する“生前贈与加算”が必要です。

※改正年の関係で、7年分全部が加算となるのは、2031年1月以降の相続からとなります。

一度相続時精算課税制度を選択すると暦年贈与は使えなくなるので、贈与者ごとにどちらの制度を使うのかを決めておくことがポイントに。

生前贈与加算期間が7年へ延長

※4～7年前の贈与額合計から、100万円を控除した残額が加算対象



各贈与制度の申告者数と贈与額の推移



暦年贈与の申告者数は10年前より8万人強ほど増加。非課税枠以下の無申告件数は含まれないので、実際にはもっと増えている可能性も。

●今回からスマホ申告が登場！

2024年分の贈与から、PCだけでなくスマホでも申告できるようになります。

国税庁によれば、“暦年課税”や“住宅取得資金の贈与”は簡単に処理できるとか。相続時精算課税制度や配偶者控除はなど複雑な贈与は、PC用サイトの方がよさそうです。



贈与税の納税方法

	納付方法	説明	事前手続き	利用上限額
現金納付	金融機関や税務署の窓口納付	納付書で納付	-	-
	コンビニ決済	納付書で納付	国税庁HPでQRコード作成し納付書準備	30万円以下
電子納税	ダイレクト納付	指定日に口座振替	e-Tax利用、口座登録	-
	インターネットバンキング	指定口座から納付	e-Tax利用	-
	クレジットカード決済	カード決済 (手数料負担必要)	-	1,000万円未満 (カードの上限)
	スマホアプリ決済	PAY払い (7種類)	-	30万円以下 (アプリ上限)